

みそ品質表示基準の改正について

みそ品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集（募集期間：平成 23 年 1 月 6 日～2 月 4 日）に提出された意見（全件数 24 件）の内容については、第 8 回食品表示部会（平成 23 年 3 月 9 日）において説明したところであるが、みそ品質表示基準の見直しについては、提出された意見を踏まえ下記のとおり対応していくこととしたい。

記

1．風味原料等を使用したみそについて

風味原料等を使用したみそを定義の中で明確化する。

第 2 条の定義（「みそ」、「米みそ」、「麦みそ」、「豆みそ」、「調合みそ」）に「風味原料等を使用したみそ」の定義を追加。

風味原料等について定義を明確化。

第 3 条の表示の方法の名称の規定に「みそ（だし入り）」を追加。

2．原材料名の表示方法について

第 3 条の原材料名の原料、原料及び食品添加物以外、食品添加物の区分中についても「原材料に占める重量の割合の多いものから順」に記載することを明確化する。

3．内容量の表示方法について

第 3 条の内容量について、多様な内容量の製品の流通実態及び加工食品品質表示基準との整合性を鑑み内容量の規定を削除する。

資料 3 - 2 みそ品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集の結果

資料 3 - 3 みそ品質表示基準改正のポイント